

宝塚医療大学学則

（目的）

第1条 宝塚医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を理念として、広く一般教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 本学は、前項の教育研究活動等の状況について、第三者による評価を受け、その改善に努める。
- 3 前2項の実施については、別に定める。

（教育研究活動等の公表）

第3条 本学は、その教育研究活動等の状況について、積極的に公表するものとする。

（教育研究上の目的の公表）

第4条 本学は、学部及び学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

（学部・学科）

第5条 本学に、保健医療学部、和歌山保健医療学部及び観光学部（以下「学部」という。）を置く。

- 2 学部に次の学科を置く。

（1）保健医療学部

- ア 理学療法学科
- イ 柔道整復学科
- ウ 鍼灸学科
- エ 口腔保健学科

（2）和歌山保健医療学部

- ア リハビリテーション学科
- イ 看護学科

（3）観光学部

- 観光学科

- 3 本学に留学生別科を置く。留学生別科の規程は別に定める。
- 4 本学に介護福祉別科を置く。介護福祉別科の規程は別に定める。

（附属図書館）

第6条 本学に、附属図書館を置く。

(健康管理室)

第7条 本学に、健康管理室を置く。

(キャリア開発センター)

第7条の2 本学に、キャリア開発センターを置く。

(附属統合医療臨床センター)

第7条の3 本学に、附属統合医療臨床センターを置く。

(国際交流センター)

第7条の4 本学に、国際交流センターを置く。

(寄宿舍)

第7条の5 本学に、寄宿舍を置く。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

第9条 第5条から前条までに定める規定は、別に定める。

(職員組織)

第10条 本学に、学長、学長補佐、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、図書館職員、その他必要な職員を置く。

第11条 附属図書館に図書館長を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 健康管理室に健康管理室長を置く。

4 キャリア開発センターにセンター長を置く。

5 附属統合医療臨床センターにセンター長を置く。

6 国際交流センターにセンター長を置く。

(学長)

第12条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり教職員を統督する。

(学長補佐)

第12条の2 本学に学長補佐を置く。

2 学長補佐は、学長を補佐し、学長に事故あるときは、その職務を代行する。

(副学長)

第13条 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(組織の長)

第13条の2 第11条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

(学部長)

第14条 本学に学部長を置く。

2 学部長は、学長を補佐し、学部に関する校務をつかさどる。

(学科長)

第15条 学科に学科長を置く。

2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。

(客員教授)

第16条 本学に、客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第17条 学部に、教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

(委員会)

第18条 本学に、委員会を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第20条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第21条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園の創立記念日 5月2日

(4) 春期休業 3月20日から3月31日まで

(5) 夏期休業 8月5日から9月23日まで

(6) 冬期休業 12月24日から1月7日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(入学定員及び収容定員)

第22条 学生の入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。

(修業年限及び在学期間)

第23条 学部修業年限は4年とし、在学期間は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(教育課程)

第24条 本学における授業科目を、学部ごとに次のとおり区分する。

(1) 保健医療学部

学部共通科目、専門基礎科目、専門科目

(2) 和歌山保健医療学部

学部共通科目、専門基礎科目、専門科目

(3) 観光学部

基礎教育科目、専門教育科目、卒業研究

2 前項のほか、各学部の定めるところにより、資格取得等に必要な科目区分及び授業科目を置くことができる。

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。なお、前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を外国において履修させることができる。

4 第1項の授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第26条 授業科目、単位、履修方法、単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。

第27条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、所定の単位以上を修得しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単

位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得とした単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 学生が、職業を有している等の事情により、第23条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第31条の2 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

(卒業)

第32条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

(学位)

第33条 本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

(入学の時期)

第34条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、転入学及び再入学の場合については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第35条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

第36条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、学長は、入学を許可する者を定める。

（編入学）

第37条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 教員養成学部2年課程を修了した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者
- (6) 学校教育法施行規則第92条の3に規定する者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い並びに第23条に規定する修業年限及び在学期間の通算については、教授会が認定する。

（転入学）

第38条 他の大学に現に在学する者（我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。）で、本学に転入学を志望する者があるときは、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

- 2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。
- 3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い並びに第23条に規定する修業年限及び在学期間の通算については、教授会が認定する。

（再入学）

第39条 退学又は除籍後2年以内に、再入学を願い出た者があるときは、学長は、相当学年に再入学

を許可することがある。ただし、第47条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

(入学志望手続)

第40条 入学志望者は、所定の手続により、入学検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第41条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学金を納付した者（入学金の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学科)

第42条 学生で、他の学科に転学科を志望する者があるときは、学長は、許可することがある。

2 前項の規定により転学科を許可された者の修得単位の取扱い並びに第23条に規定する修業年限及び在学期間の通算については、教授会が認定する。

(転籍)

第43条 本学において、学部の課程から別科の課程に、あるいは別科の課程から学部の課程に、それぞれ転籍を希望する者があるときは、学長は、許可することがある。

2 転籍に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(留学)

第44条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の留学の期間は、第23条に規定する修業年限及び在学期間に算入することができる。

(休学)

第45条 学生は、病気その他の理由により、引き続き6か月以上修学できないときは、休学する前の学期末までに所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中に休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第46条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、除籍する。

- (1) 第23条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第45条第3項に規定する休学期間を超え復学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者
- (4) 授業料、施設管理費及び実習費（以下「授業料等」という。）が未納で、督促してもなお納付しない者
- (5) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

(賞罰)

第48条 学生が、教育研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第49条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第50条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

第51条 停学2か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料等の納付)

第52条 学生は、授業料等を納付しなければならない。

(授業料等、入学金、入学検定料及び在籍管理料)

第53条 授業料等、入学金、入学検定料及び在籍管理料（以下「学生納付金」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(学生納付金の免除等)

第54条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、学生納付金を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第55条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、学長は、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第56条 本学の学生以外の者で、授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、学長は、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生として入学することのできる者は、第35条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。
- 3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。
- 4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
- 5 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位（大学の学生以外の者で、第35条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を、2年を超えない範囲で第23条に規定する修業年限及び在学期間に通算することができる。
- 6 前項の修業年限及び在学期間の通算については、教授会が認定する。

(聴講生)

第57条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、学長は、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生として入学することのできる者は、第35条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めた者とする。
- 3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。
- 4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

(特別聴講学生)

第58条 他の大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）の学生が、所定の手続により、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

第59条 第55条から前条までに関する細部についての規程は、別に定める。

(外国人学生)

第60条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学長は、入学を許可することがある。

- 2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(研修員)

第61条 大学又はその他の団体から特定の事項の研究のため、その所属職員の派遣について願い出があったときは、選考のうえ、学長は、研修員として受け入れることができる。

- 2 研修期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(公開講座)

第62条 本学に、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定める。

(学友会)

第63条 本学に課外教育活動の組織として、学友会を置く。

- 2 学友会に関し、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第64条 この規則の改廃は、学長企画調整会議において審議し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年3月27日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 別表1の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの間の各学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年 度 区 分	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理学療学科	70人	190人	70人	220人	70人	250人
柔道整復学科	60人	240人	60人	240人	60人	240人
鍼灸学科	30人	210人	30人	180人	30人	150人
合 計	160人	640人	160人	640人	160人	640人

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表1の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までの間の和歌山保健医療学部リハビリテーション学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年 度 区 分	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
リハビリテーション学科	100人	100人	100人	200人	100人	300人

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 2 9 日から施行する。

附 則

- この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表 1 の規定にかかわらず、令和 4 年度から令和 6 年度までの間の和歌山保健医療学部看護学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年 度 区 分	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
看護学科	50人	50人	50人	100人	50人	150人

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表 1 の規定にかかわらず、令和 5 年度から令和 7 年度までの間の保健医療学部口腔保健学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年 度 区 分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
口腔保健学科	64人	64人	64人	128人	64人	192人

附 則

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表 1 の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 8 年度までの間の観光学部観光学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年 度 区 分	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
観光学科	100人	100人	100人	200人	100人	300人

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 1 の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 9 年度までの間の保健医療学部口腔保健学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年 度 区 分	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
口腔保健学科	3 0 人	2 2 2 人	3 0 人	1 8 8 人	3 0 人	1 5 4 人

別表 1

区 分	入学定員	収容定員
保健医療学部		
理学療法学科	7 0 人	2 8 0 人
柔道整復学科	6 0 人	2 4 0 人
鍼 灸 学 科	3 0 人	1 2 0 人
口腔保健学科	3 0 人	1 2 0 人
小 計	1 9 0 人	7 6 0 人
和歌山保健医療学部		
リハビリテーション学科	1 0 0 人	4 0 0 人
看護学科	5 0 人	2 0 0 人
小 計	1 5 0 人	6 0 0 人
観光学部		
観光学科	1 0 0 人	4 0 0 人
小 計	1 0 0 人	4 0 0 人
合 計	4 4 0 人	1, 7 6 0 人